

岐阜県公報

第 七 百 二 十 四 号
令 和 八 年 十 月 六 日
(火曜日)

目 次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(森林保全課) 四二二^{ページ}

公 示

○行政書士の懲戒処分

(法務・情報公開課) 四二二

○県営土地改良事業計画の変更

(農地整備課) 四二二

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 四二二

告 示

岐阜県告示第四百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字水洞一七三九の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水洞一七三九の四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○行政書士の懲戒処分

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定により、次のとおり行政書士の懲戒処分をしたので、同法第十四条の五の規定により公示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 氏名 松本 隆則

二 事務所の所在地 瑞穂市古橋一五一〇番地八

三 登録番号 第一五二〇一二七号

四 処分年月日 令和八年九月二十八日

五 処分の内容 令和八年十月十五日から令和九年十月十四日までの一年間の業務の停止

○県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）

地区名 大野3期地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年十月六日から

令和八年十月二十六日まで

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜市加納丸之内の全部及び加納西丸町二丁目、加納長刀堀三丁目、加納長刀堀四丁目、加納城南通一丁目及び加納城南通二丁目の一部（加納Ⅱ第一調査区（前半））

三 調査を行った期間

令和二年九月から令和五年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜市（加納丸之内の全部及び加納西丸町二丁目、加納長刀堀三丁目、加納長刀堀四丁目、加納城南通一丁目及び加納城南通二丁目（一部））の地籍図

岐阜市（加納丸之内の全部及び加納西丸町二丁目、加納長刀堀三丁目、加納長刀堀四丁目、加納城南通一丁目及び加納城南通二丁目（一部））の地籍簿

五 認証年月日

令和八年九月八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜市加納城南通二丁目、加納長刀堀四丁目及び加納矢場町一丁目の一部（加納Ⅱ

第一調査区（後半））

三 調査を行った期間

令和二年九月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜市（加納城南通二丁目、加納長刀堀四丁目及び加納矢場町一丁目の一部）の地

籍図

岐阜市（加納城南通二丁目、加納長刀堀四丁目及び加納矢場町一丁目の一部）の地

籍簿

五 認証年月日

令和八年九月八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市福岡の一部（馬場平）

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和八年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（福岡の一部）の地籍図

中津川市（福岡の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年九月八日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十月六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡七宗町

二 調査を行った地域

加茂郡七宗町上麻生の一部（上麻生Ⅱ）

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和八年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡七宗町（上麻生の一部）の地籍図

加茂郡七宗町（上麻生の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年九月八日

令和八年十月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社